

令和 4 年 3 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

教育長報告（１）

令和４年３月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 佐藤文一議員から「公立の小中学校の洋式便器率は、現在全国では57%・・・今後トイレの一部洋式化は早急に必要と考えるが、義務教育学校も含め、現在の各小中学校の洋式便器の設置率を伺う。また、小中学校の早期洋式トイレ増設についての今後の考えを伺う。」という質問に対して

「教育委員会としても、市立学校におけるトイレの洋式化は必要と考えており、これまでも学校との協議を踏まえ、各校の状況に応じ少しずつ洋式化を進めている。

まず、「市立学校全体の洋式便器の設置率」についてだが、学校全体のトイレの数は456基、うち、多目的トイレなどを含めた、いわゆる洋式トイレは316基、設置率は約69.3%という状況である。各学校の状況だが、義務教育学校については、開校時に全て洋式トイレを整備した。その他の学校は、施設の形状、大規模改修の時期など、各校それぞれの状況により整備率に差がある。

次に、小中学校の早期の洋式トイレの増設に関するご質問だが、市校長会からも要望を受けているところであり、今後、各校の現状や整備率、学校の考え、施設の状況、児童生徒数の推移、また、必要な工事期間や財源などを多角的に検討し、さらに、災害時の避難所としての利用なども考慮し、具体的な年次計画のもと整備していく。

一方、毎年の新入学生の状況や環境の変化など、早急な対応が必要とされる場面が出てくることも想定される。実際、先日、ある小学校に来春入学予定の保護者より、トイレの洋式化、特に、低学年のトイレの洋式化についてご要望をいただいた。

教育委員会として、年次計画を基本としながら、各校の状況も踏まえ、早急に対応が必要な場合は、学校と協議しながら、迅速丁寧に対応していきたい。

引き続き、児童生徒の教育環境の向上に努めていくので、ご理解ご協力を賜りたい。」と答弁をした。

(2) 山科春美議員から「教科書採択について伺う。

①調査員の定員の人数や、採択委員の構成メンバーはどうなっているか。

②中学校の歴史教科書はどのようにして採択されているのか。

③歴史教科書の採択において、教育基本法第2条第5号の「日本の伝統文化を尊重し日本の誇りを持てる」という部分をどのように認識し、歴史教科書の採択を行っているのか。」という質問に対して

「教科書は、都道府県教育委員会が市町村の区域を単位として設定する採択地区ごとに同一の教科書を採択することとされており、本地区では、最上地区教科用図書採択協議会を設置して、小中学校それぞれ4年に1回、採択事務を執行している。

調査員の人数は、教科ごとに3名から6名で構成されている。採択協議会の委員は、各市町村教育委員会代表教育委員3名、各市町村教育委員会教育長8名、保護者2名、生涯学習関係者2名、計15名で構成されている。

中学校の教科書「歴史」の採択方法だが、採択協議会から委嘱された社会科の6名の調査員が、送付された見本本すべての教科書の主な特徴について調査・研究を行い、結果を協議会に提出している。採択協議会は、報告の内容について、山形県教育委員会の選定資料や法定展示における一般の方の意見などを参考にしながら協議し、教科書を選定している。その後、各市町村の教育委員会で議決を行い、教科書採択となる。

日本の伝統文化についてだが、教育委員会では、採択協議会に対し、教育基本法で示されている『伝統と文化の尊重』を含め、これからの社会で生きる力をつけるために、学習指導要領の内容に基づいて、いろいろな視点から検討いただいている。今後も、社会科の必要な資質・能力を身に付けられるよう、授業を充実させていきたい。」と答弁をした。

また、「アンガーマネジメントは、怒りの感情と上手に付き合うための方法として、1970年代にアメリカで始まった。現在、他の教育現場や職場、その他、人間関係のカウンセリングやアスリートのメンタルトレーニングまで様々な場でこのプログラムが導入されている所も多いが、教職員研修へのアンガーマネジメントプログラムの導入についてどう考えるか。」という質問に対して

「教職員への研修については、主に県が実施しており、市内の教員も

キャリアステージに応じてアンガーマネジメントも含めた研修を受講している。教育委員会においては、市校長会の中で、全国の事故事例を例としてアンガーマネジメントの重要性を確認し、体罰や不適切な言動の未然防止のために指導を行っている。

各学校においては、教職員の心理的な負担を軽減し、子どもとよりよい関わりを持てるようにするために、アンガーマネジメントについて職員会議で周知したり、具体的な実践方法を資料として配布したりするなどして、アンガーマネジメントへの意識を高めている。校内での研修の中で生徒役、教師役になって生徒指導の場面をロールプレイすることで、具体的な指導の在り方を教師が第三者の視点に立って振り返っている学校もある。

子ども達一人一人が安心して学校生活を送るためにも、教職員の心の安定と、よりよい指導の在り方を探る一つの視点として、様々な場面でアンガーマネジメントを意識した指導を行っていきたい。」と答弁をした。

最後に「2022年4月からの成年年齢が18歳に引き下げられる。中学校の授業で、成年となることの意味や、発生する責任、契約に関する様々なルールなどについて学ぶ機会は、どのようにされているか。」という質問に対して

「市内の小中義務教育学校では、発達段階に応じたキャリア教育や自分の生き方を考える学習を行っている。成年に向けた節目について考え、自分の生き方や将来の夢についてまとめ、発表する学習として保護者を招いた1/2成人式や立志式などを行っている学校もある。また、小学校高学年の社会や中学校の社会の公民の授業の中で、18歳から選挙権があり、責任ある一人の大人として判断や行動をする大切さを学習している。

消費者教育については、中学校の社会の公民の授業の中で、契約や消費者の権利、消費者問題への対応に関しての法律や制度等について学習をしている。また、小学校高学年の家庭科の授業で、買い物のしくみを学び、中学校の技術家庭科の家庭分野で、売買契約の仕組みや消費者被害の背景、クーリングオフ制度等について、より具体的な事例をもとに学習している。さらに、講師を招いた研修会を実施した学校もある。今後も、成年となることの意味や消費者教育について、児童生徒の発達段階や社会の状況を踏まえた指導を続けていきたい。」と答弁をした。

(3) 佐藤悦子議員から「市の公共施設の一部にトイレに生理用品の設置があり、歓迎されている。女性の人権やプライバシーを守るためにすべての学校のトイレ、公共施設にナプキンを設置してはどうか。」という質問に対して

「学校においては、児童生徒が生理用品を忘れていたり必要になったりした場合は、保健室でいつでも提供できる準備を整えている。発達段階に応じた子どもたちの心理、体調、家庭状況等、様々な事情に配慮するため、養護教諭が直接話を聞き、相談に乗りながら対応をしている。義務教育の発達段階においては、子どもたちの様子や家庭環境の変化等に養護教諭が細やかに配慮しながら対応することが必要であり、これまで同様、保健室での対応を継続していきたいと考えている。しかしながら、子どもたちへのより適切な支援の方策の一つとして、試行的にトイレへの設置を行い、効果や課題などの検証を行うことも有効と考えるので、今後は、学校とも相談しながら検討していきたい。

また、社会教育施設においては、現在、県からの協力依頼を受けた一部の指定管理受託者がトイレに生理用品を設置しているが、新年度より市の事業として全ての社会教育施設の女子トイレに生理用品を設置し、施設利用者の利便性を図るとともに、申出による事務室での配布を予定している。」と答弁をした。

次に「子どもの人権と、災害避難者の排泄の尊厳を守るために、小中学校のトイレは、ただちに洋式化すべきである。総務省の統計では、住宅の洋式トイレの保有率は約90%、小中学校の洋式化率は57%、本市の小中学校の洋式化率はいくらか。避難者の排泄の尊厳を守る義務が果たしているか。また、子どもの7割が便秘の問題を抱え、学校のトイレの劣悪な環境が大きく起因している。金山も真室川も小学校では、コロナ交付金を使って全部洋式化している。」という質問に対して

「まず、トイレの現状についてだが、学校全体のトイレの数は456基、うち、多目的トイレなどを含めた、いわゆる洋式トイレは316基、設置率は約69.3%という状況だ。各学校の状況だが、義務教育学校については、開校時に全て洋式トイレを整備した。その他の学校は、施設の形状、大規模改修の時期など、各校それぞれの状況により整備率に差がある。

教育委員会としても、市立学校におけるトイレの洋式化は必要と考えており、これまで学校との協議を踏まえ、各校の状況に応じ、少しずつ洋式化を進めてきた。今後、各校の現状や整備率、学校の考え、施設の

状況、児童生徒数の推移、また、必要な工事期間や財源などを多角的に検討し、さらに、災害時の避難所としての利用なども考慮し、具体的な年次計画のもと、さらに洋式化を進めていきたい。

引き続き、児童生徒の教育環境の向上に努めていくので、ご理解ご協力を賜りたい。」と答弁をした。

- (4) 庄司里香議員から「小中学校での冬期のスクールバスの送迎についての問題点や課題等を伺いたい。また、今後改善を予定している事項があれば合わせて伺いたい。」という質問に対して

「まず、運行体制についてご説明すると、本市ではバス12台を運行し、また、山交バスなど路線バスを利用する児童生徒については、その費用を助成している。さらに、冬期間はバスの対象地区を拡大しているため、一部、民間会社に運行業務を委託し、児童生徒の送迎に対応している。

さて、この冬は、例年以上に豪雪の状況が続いているが、幸い、これまでトラブル等は発生していない。スクールバスの運行については、小学校低学年から利用することを踏まえ、また、特に、冬期間は交通事情なども十分考慮し、余裕を持ったスケジュールで対応している。さらに、下校の対応に関しては、部活動の終了時刻なども考慮し、日によっては、3回から4回往復するなど、きめ細やかな運行に努めている。

なお、年明けより、本市においてもコロナウイルスの感染拡大により、学年・学級閉鎖なども発生している。バスの運行に関しては、消毒など基本的な対策を継続するとともに、バスの密状況を踏まえ、一部のバスを増便するなど、感染予防対策を強化している。」と答弁をした。

議案第 1 1 号

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則

新庄市立学校運営協議会規則（平成 2 8 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 新庄市立新庄小学校
- (2) 新庄市立日新小学校
- (3) 新庄市立本合海小学校
- (4) 新庄市立升形小学校
- (5) 新庄市立新庄中学校
- (6) 新庄市立日新中学校
- (7) 新庄市立八向中学校
- (8) 新庄市立明倫学園
- (9) 新庄市立萩野学園

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

学校運営協議会を設置する学校を追加することに伴い、必要な改正を行うものである。

議案第 1 2 号

新庄市指定文化財の指定について

新庄市文化財保護条例（昭和 3 1 年条例第 4 4 号）第 4 条、第 2 1 条及び第 2 4 条の規定により、次の文化財を新庄市指定文化財に指定する。

記

文化財分類	有形文化財（建造物）
名 称	長泉寺観音堂
員 数	一棟
所 在 地	新庄市鉄砲町 3 番 2 9 号
所 有 者	宗教法人長泉寺 代表役員 結城 俊道

文化財分類	有形文化財（建造物）
名 称	熊野神社本殿拝殿
員 数	二棟
所 在 地	新庄市五日町 5 9 1 5 番地
所 有 者	飛田地区連合会 代表 柏倉 政

文化財分類	有形文化財（建造物）
名 称	熊野神社境内社八幡神社
員 数	一棟
所 在 地	新庄市五日町 5 9 1 5 番地
所 有 者	飛田地区連合会 代表 柏倉 政

文化財分類	有形文化財（建造物）
名 称	円満寺山門
員 数	一棟
所 在 地	新庄市五日町 5 9 1 4 番地
所 有 者	宗教法人円満寺 代表役員 山尾 順紀

文化財分類 有形文化財（建造物）
名 称 円満寺雷神堂
員 数 一棟
所 在 地 新庄市五日町5914番地
所 有 者 宗教法人円満寺 代表役員 山尾 順紀

文化財分類 有形文化財（歴史資料）
名 称 北条六右衛門肖像
員 数 一幅
所 在 地 新庄市沼田町2番34号
所 有 者 三浦 淳子

文化財分類 民俗文化財（無形民俗文化財）
名 称 サンゲサンゲ
員 数 二組
所 在 地 新庄市本合海・北町
保 持 者 新庄市本合海：宗教法人榮光院 代表役員 八向 尚
新庄市北町：秋葉講 講長 高階 喜久雄

提案の理由

新庄市文化財保護条例（昭和31年条例第44号）の規定に基づき、市にとって重要な文化財を市指定文化財に指定するため、提案するものである。

議案第13号

令和3年度3月補正（追加）予算に係る臨時代理の承認について

令和3年度3月新庄市一般会計（教育費）補正（追加）予算の要求について、次のとおり提案した。

歳入 なし

歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 2- 1 学校管理費 (小学校)	121,454	△ 1,445	120,009				△ 1,445
10- 3- 1 学校管理費 (中学校)	68,402	△ 1,285	67,117				△ 1,285
10- 4- 1 学校管理費 (義務教育学校)	154,766	△ 1,498	153,268				△ 1,498
計	344,622	△ 4,228	340,394	0	0	0	△ 1,445
補正要求のなかった 款項目に係る額	2,581,543		2,581,543				
計	2,926,165	△ 4,228	2,921,937				

令和3年度3月補正（追加）予算 教育総務課要求内容

歳入 なし

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	△ 1,445	委託料	△ 915
			除排雪業務委託料	△ 915,000円
			使用料及び賃借料	△ 530
			除排雪車借上料	△ 530,000円
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	△ 1,285	委託料	△ 865
			除排雪業務委託料	△ 865,000円
			使用料及び賃借料	△ 420
			除排雪車借上料	△ 420,000円
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	△ 1,498	委託料	△ 498
			除排雪業務委託料	△ 498,000円
			使用料及び賃借料	△ 1,000
			除排雪車借上料	△ 1,000,000円
計		△ 4,228		

令和3年度3月補正（追加）予算 学校教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和3年度3月補正（追加）予算 社会教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし